

7 佐藤英行議員

- 1 町内公園の整備・美化について
- 2 「岩内中央学園」開校に伴う既存4校の
不用となる備品、図書を町民に



1 町内公園の整備・美化について

地域おこし協力隊員で現在岩内町地域プロジェクトマネージャーが岩内町内の公園をブログで写真も含め感想も紹介しています。町内各地区には公園があります。

そこで、伺いたいします。

街区公園はどのような目的を持った公園で何カ所あるのか。整備美化はだれがどのように行っているのか。

近隣公園は何カ所あるのか。どのような目的を持った公園で何カ所あるのか。整備美化はだれがどのように行っているのか。

いわないマリンパークは、町民ならず町外からも多くの人たちが集えるいわば町の中心的な公園です。カリヨンを聞き、噴水を眺め涼をとる、子どもたちも芝生で走り回る、このような憩いの場でもあります。広い公園なので管理も大変であらうと思いますが、ベンチに座ると灌木が見え、その下に小枝や松ぼっくりが清掃されないままに散逸しており、大変見苦しいものとなっています。町外からくる人たちにとっても、安らぎを覚えるような公園を維持するため、整備美化が必要であります。

そこで、伺いたいします。

町の中心的広場としてのいわないマリンパークの環境美化の強化が必要ではないのか。

町の見解を伺います。

【答 弁】
町 長：

1 項めの街区公園はどのような目的を持った公園で何カ所あるのか。整備美化はだれがどのように行っているのかと、2 項めの近隣公園は何カ所あるのか。どのような目的を持った公園で何カ所あるのか。整備美化はだれがどのように行っているのかについては関連がありますので併せてお答えします。

都市公園は、憩いの場を提供するだけではなく、発災時の緊急避難場所の性格も有するものであり、その中で街区公園は、街区内に居住する者の利用に供することを目的とし、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置するものとされております。

また、近隣公園は、近隣に居住する者の利用に供することを目的とし、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置するものとされております。

本町の街区公園数は、御崎、大和、万代、栄、大浜地区にある街区公園は、昭和 29 年の岩内大火後に、国・道・町の三位一体の連携の下、土地区画整理事業により、公園整備を含めた新しい町並み作りにより進められ、当時の北海道都市計画課において、全国の粋を集めたモデル公園をコンセプトに設計され、配置されたもので、15カ所、相生地区及び野東地区にある街区公園は、団地や分譲地による住宅形成に伴って配置されたもので、それぞれ1カ所の合計で17カ所であります。

近隣公園数は、市街地の街区公園同様に大火後の土地区画整理事業により整備された、東山公園と駅跡地利用計画としていわないマリンプラザ構想に基づき整備されたいわないマリンプークの2カ所であります。

また、整備美化はだれがどのように行っているかについては、公園の維持管理を目的とした、都市公園管理業務を委託して実施しており、受注業者がひと月当たり3回のサイクルですべての街区公園や近隣公園においてゴミや落ちた枝の回収等を行っているところであります。

3 項めは、町の中心的広場としてのいわないマリンプークの環境美化の強化が必要ではないかについてであります。

現在、いわないマリンプークの維持管理については、ひと月当たり3回のサイクルで実施しているゴミや落ちた枝の回収等に加え、除草については、他の公園では年4回に対して年6回実施している他、樹木の冬囲い設置及び撤去、噴水の清掃及び管理、さらには、町職員による軽微な剪定等、他の都市公園と比較すると細やかな管理を行っているところでありますが、今後は、周辺のイベント時期にも配慮する等、より適正な管理に努めてまいります。

いずれにしても、中心市街地に位置するいわないマリンプークは緑の拠点となる重要な都市公園であり、現在検討されている道の駅再整備事業と連動した活用により、魅力の増大に繋がるものと考えていることから、今後も、道の駅再整備事業の進捗を図りながら、いわないマリンプークを含む周辺公共施設の役割など、互いの施設による相乗効果が期待できるような総合的な視点で検討を加えてまいります。

2 「岩内中央学園」開校に伴う既存4校の不用となる備品、図書を町民に

小中一貫教育を進めていく岩内中央学園が、来年4月開校を目指して、様々な課題に向き合いながら進んでいます。町内4つの小中学校を対象とした合同の学校運営協議会の設立をしたところであります。また、備品の調達準備も滞りなく行われていると認識しています。新しく導入されることにより、閉校となる4校で処理しなければならない備品等も発生します。さらには、図書についても重複するものもあり、同様に処理が不可避となるものがあると思われます。

そこでお伺いします。

不用となる備品、図書の処理はいつどのような方法をとるのか。

また、備品や図書についても使用できるものもあると思われますので廃棄せず希望する町民に譲ってはどうか。

【答 弁】
教 育 長：

小中学校4校において管理している備品につきましては、新校舎へ転用する備品を中心に、令和6年度より対象備品の選定を進めているところであります。

また、各校には、不用備品として、古くから壊れている備品も数多く保管されていたことから、そうした機能性を失った備品については、令和7年度において、当該備品の仕分け作業と廃棄処分を順次、進めているところであります。

小中学校の閉校後において、岩内中央学園への転用及び廃棄の対象とならなかった備品については、まずは他の公共施設での利活用に係る調整をおこなったのち、町内企業等への無償譲渡等に向けて、関係部局と協議していきたいと考えております。

なお、譲渡等の具体的な時期につきましては、令和8年度、岩内中央学園開校後も、一定期間、教育活動の状況によっては、閉校学校に保管されている備品の利活用について、可能性を有していること、また、閉校後における施設の利活用方針によっては、新たな用途に応じた備品の活用も想定されることなどから、そうした状況も踏まえて、適切な時期に対応してまいりたいと考えております。

一方、図書備品につきましては、小中学校4校の蔵書を岩内中央学園に移転して活用することとしておりますが、まずは、岩内中央学園の標準蔵書数、約2万冊を見据えた、既存蔵書の適正化を、令和7年度より進めているところであります。

具体的には、学校図書館廃棄規準に基づき、記述内容などが古くなり利用価値の失われた図鑑や歴史書をはじめ、破損・汚損が著しい図書につきましては、廃棄の対象として、順次、処分を進めているところであり、最終的に、廃棄対象外となった図書については、一部、重複する図書などを除き、岩内中央学園へ移転する予定であります。

なお、重複する図書の把握については、本年度、導入予定の図書管理システムの運用により対応することとしており、その結果によっては、新たに移転する必要がない図書も明らかになるものと考えており、これら当該図書の取り扱いについては、岩内地方文化センター図書室への移転のほか、町民への譲渡も含めて検討していきたいと考えております。

なお、譲渡等の具体的な時期につきましては、令和8年度において、新たに必要となる図書整備の計画も想定しており、そうした状況も踏まえて、適切な時期に対応してまいりたいと考えております。